

申請者

アクセンチュア株式会社

認定日等

認定：2022年●月●日
(申請：同年2月28日)

主務大臣

法務大臣【規制所管】 / 経済産業大臣【事業所管】

申請背景・実証目的

- 我が国においては、近年改正された金融商品取引法を契機に、デジタル証券（セキュリティトークン）の発行が試みられている。セキュリティトークンの取引は、分散型台帳技術上の記録（トークン）に権利を表示させ、当該トークンの移転により権利移転が可能となる法的枠組みに基づくものである。しかしながら、取引の法的安定性の観点からは、当該権利移転についての第三者対抗要件を備える必要がある。
- デジタル技術を活用した第三者対抗要件具備のニーズが高まる中、2021年に改正された産業競争力強化法では、認定新事業活動計画に従って提供される情報システムを利用した債権譲渡通知等は確定日付のある証書による通知等とみなす特例（以下「本特例」という。）が創設された。**
- 申請者は、将来的には、同法上の認定を受けようとする事業者に対して、本特例の下で利用可能な情報システムを提供するサービスを展開することを目指している。

実証計画（実証期間：認定後、本実証開始の準備が整ってから1ヶ月後の日が属する月の末日まで）

本実証では、信託受益権の譲渡を取引の対象とする。実証の流れは以下のとおり。

- ① 譲渡人と譲受人の間で信託受益権の譲渡が行われた場合、受託者は、従来の確定日付のある証書による承諾を行うとともに、「アクセンチュアSTOソリューション」を利用した同一内容の承諾を行う。
- ② 申請者は、「アクセンチュアSTOソリューション」において、受託者が「アクセンチュアSTOソリューション」上で行った信託受益権譲渡承諾がされた日時及びその内容、並びに受託者、譲渡人及び譲受人に係るブロックチェーン上のアドレスを含む記録を保管する。
- ③ 申請者は、「アクセンチュアSTOソリューション」が、本特例上の情報システムとしての要件を充足し得ることを確認する。

※ 信託受益権の譲渡について、従来の第三者対抗要件具備の手続きに加えて新たな承諾方法を併用するものであるため、新技術等関係規定に違反するところはない。

(参考) 関係法令等

信託法 (抄)

(受益権の譲渡の対抗要件)

第九十四条 受益権の譲渡は、譲渡人が受託者に通知をし、又は受託者が承諾をしなければ、受託者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知及び承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、受託者以外の第三者に対抗することができない。

民法施行法 (抄)

第五条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一 公正証書ナルトキハ其日付ヲ以テ確定日付トス

二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日付ヲ以テ確定日付トス

三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日付アルモノトス

四 確定日付アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日付ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日付トス

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日付ヲ記載シタルトキハ其日付ヲ以テ其証書ノ確定日付トス

六 郵便認証司（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第五十九条第一項ニ規定スル郵便認証司ヲ謂フ）ガ同法第五十八条第一号ニ規定スル内容証明ノ取扱ニ係ル認証ヲ為シタルトキハ同号ノ規定ニ従ヒテ記載シタル日付ヲ以テ確定日付トス

② 指定公証人（公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノニ第一項ニ規定スル指定 公証人ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ其設ケタル公証人役場ニ於テ請求ニ基キ法務省令ノ定ムル方法ニ依リ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ記録セラレタル情報ニ日付ヲ内容トスル情報（以下日付情報ト称ス）ヲ電磁的方式ニ依リ付シタルトキハ当該電磁的記録ニ記録セラレタル情報ハ確定日付アル証書ト看做ス但公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ付シタルトキニ限ル

③ 前項ノ場合ニ於テハ日付情報ノ日付ヲ以テ確定日付トス

(参考) 関係法令等

産業競争力強化法（抄）

（債権譲渡の通知等に関する特例）

第十一条の二 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）の通知又は承諾（以下この項において「債権譲渡通知等」という。）が認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（次条第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って提供する**情報システム**（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす。この場合においては、当該債権譲渡通知等がされた日付をもって確定日付とする。

- 一 債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。
- 二 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。

2 及び 3 略

4 第一項の規定は、信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第七項に規定する**受益権の譲渡の通知又は承諾**について準用する。この場合において、第一項中「民法第四百六十七条第二項」とあるのは、「信託法（平成十八年法律第百八号）第九十四条第二項」と読み替えるものとする。

(参考) 関係法令等

産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令（抄）

（債権譲渡通知等の記録保存及び改変防止のための措置）

第二条 法第十一条の二第一項第二号に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 認定新事業活動実施者（法第十一条の三第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。以下同じ。）が、次に掲げる事項（次号において「記録事項」という。）を記録した通知等記録を債権譲渡通知等がされた日から起算して五年間保存することとしていること。
 - イ 当該債権譲渡通知等がされた日時
 - ロ 当該債権譲渡通知等の内容
 - ハ 当該債権譲渡通知等をした者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項
 - ニ 当該債権譲渡通知等を受けた者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等を受けた者を識別するために用いられる事項
- 二 債権譲渡通知等をした者の求めがあったときは、認定新事業活動実施者が当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記載した書面を交付し、又は当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記録した電磁的記録を提供することとしていること。
- 三 認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（法第十一条の三第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って実施する新事業活動（第七号、第四条及び第六条において「新事業活動」という。）の廃止をしようとするとき、又は法第十条第二項若しくは第三項の規定により認定新事業活動計画の認定が取り消されたときは、その保存に係る通知等記録を、他の第一号の保存及び前号の交付又は提供を適切に行うことができる者に引き継ぐこととしていること。
- 四 認定新事業活動実施者が法第十一条の二第一項に規定する情報システムにおいて第一号イの日時を記録するために用いられる時刻を信頼できる機関の提供する時刻に同期させていること。
- 五 債権譲渡通知等を受けた者が、当該債権譲渡通知等に係る第一号ハの事項が当該債権譲渡通知等において当該債権譲渡通知等をした者として記載された者のものであるかどうかを確認することができること。
- 六 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置が講じられていること。
 - イ 通知等記録を取り扱う電子計算機において当該通知等記録を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
 - ロ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。
 - ハ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続していることに伴う通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。
- 七 認定新事業活動実施者が新事業活動について国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格二七〇〇一に適合している旨の認証を受けていること。

様式第十四（第5条関係）

新技術等実証計画の認定申請書

令和4年2月28日

法務大臣 古川 禎久 殿

経済産業大臣 萩生田 光一 殿

東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR
アクセンチュア株式会社
代表取締役社長 江川 昌史

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 新技術等実証の目標

(1) 申請者の概要

アクセンチュア株式会社（以下「ACN」又は「申請者」という。）は、デジタル、クラウド及びセキュリティ領域において卓越した能力で世界をリードするプロフェッショナル サービス企業であり、40を超える業界における知見、経験と専門スキルを組み合わせ、ストラテジー&コンサルティング、インタラクティブ、テクノロジー、オペレーションズサービスを、世界最大の先端テクノロジーセンターとインテリジェントオペレーションセンターのネットワークを活用して提供している。ACNには約62万4,000人の従業員が在籍し、世界120カ国以上の顧客に対してサービスを提供している。ACNは、変化をもたらす力を受け入れ、顧客、従業員、株主、パートナー企業や社会のさらなる価値を創出することを理念に掲げている。

(2) 本実証の背景及び目標

① 信託受益権の第三者対抗要件

信託受益権（信託法第2条第7項に規定する受益権をいう。以下同じ。）の譲渡の対抗要件は、譲渡人から受託者に対する通知又は受託者の承諾（以下「通知等」という。）であり、通知等は「確定日付のある証書」によってされなければ、受託者以外の第三者には対抗できないとされている（信託法第94条）。かかる規定は、民法上の債権譲渡の対抗要件に関する規律と同様である（民法第467条）。「確定日付のある証書」は、民法施行法第5条に限定列挙されており、公証人役場での私署証書への確定日付の付与（同条第2号）、内容証明郵便（同条第6号）がよく用いられている。いずれの方法においても、実務上、紙の証書を準備して郵送を行うことが一般的である。

しかしながら、近年、様々な分野においてデジタル化が進展しており、ペーパーレス化が普及、電子取引へのニーズは高まっている。昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により、この傾向は加速している。

このようにデジタル技術を活用した第三者対抗要件具備のニーズが高まる中、2021年8月2日付で産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部が施行され、債権の譲渡に係る通知等が、産業競争力強化法（以下単に「法」という。）に基づく新事業活動計画の認定を受けた事業者によって提供される情報システムを利用してされた場合には、当該情報システム経由での通知等を、確定日付のある証書による通知等とみなす特例（以下「本特例」という。）が創設された。本特例に係る規定（法第11条の2第1項）は、債権譲渡のほか、債権質の設定、弁済による代位及び信託受益権の譲渡の通知又は承諾の場合にも準用されている（法第11条の2第2項ないし第4項）。

② 本実証の目標

申請者は、将来的には産業競争力強化法上の認定新事業活動実施者として新事業活動計画の認定を受ける事業者に対して、法第11条の2第4項・第1項に規定する情報システムの使用を許諾することにより、当該事業者が本特例のもとでの第三者対抗要件具備手続のために利用可能なシステム提供サービスを展開することを可能とすることを目指している。

そこで、申請者は今般、本特例のもとでの利用可能性を検証するため、ACNが提供する情報システムであるアクセントリアSTOソリューション【注：仮名称】が産業競争力強化法の規定その他の要件を充足し得ることを実証するための実験（以下「本実証」という。）を行いたいと考え、本申請に及ぶこととした。

具体的には、本実証においては、信託受益権の譲渡に係る対抗要件具備のための受託者の承諾について、アクセントリアSTOソリューションが使用する、ブロックチェーン（暗号技術を使用した分散台帳）上で電子的に作成される記録を利用して行うことを企図している。すなわち、本実証における信託受益権の譲渡人（当初に信託受益権を取得する委託者兼当初受益者を含む。）及び譲受人には、アクセントリアSTOソリューション内で実装されるブロックチェーン上のアドレスが付与される。信託受益権の譲渡の約定が成立（但し、信託受益権に付された譲渡制限特約に係る受託者による承諾が保留された状態）すると、その旨の通知を受けた受託者は、アクセントリアSTOソリューションにおいて、当該約定に係る信託受益権の譲渡を承諾する操作を行い、当該承諾の操作が行われたこと（以下「信託受益権譲渡承諾」ということがある。）をもって、ブロックチェーン上に、当該譲渡について受託者による信託受益権譲渡承諾がされた日時及びその内容（「その内容」とは、承諾の対象となる信託受益権の譲渡に係る情報をいう。以下同じ。）が記録されることとなる。かかる記録がなされるのと同時に、譲渡が承諾された信託受益権に対応するブロックチェーン上の残高記録が譲渡人のアドレスから譲受人のアドレスに移転する。これにより、アクセントリアSTOソリューション内のブロックチェーン上には、譲渡された信託受益権を表示する残高記録に加え、当該譲渡に係る信託受益権譲渡承諾の記録が残る。

申請者は、アクセントリアSTOソリューションが産業競争力強化法の規定その他の要件を充足する場合に、当該信託受益権譲渡承諾をもって、法第11条の2第1項に定める債権譲渡通知等（信託法第94条第2項に規定する確定日付のある証書による承諾とみなされるもの（法第11条の2第4項・第1項））と評価できるものとなることを企図している。なお、譲渡人及び譲受人は、将来的には、ACNが受託者又は金融機関に提供するAPIに接続した承認済取引確認

インターフェイス（投資家用インターフェイス）を介して、当該信託受益権譲渡承諾がされた日時及びその内容を直接確認することができるシステム構築を予定している。但し、本実証においては、下記2（2）に記載のとおり、信託受益権譲渡承諾がされた日時及びその内容を直接確認できるのは、受託者のみである。

2. 次に掲げる新技術等実証の内容

（1）新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

① 新技術等の内容

アクセントリアSTOソリューションを利用した信託受益権の譲渡の承諾により、信託受益権の譲渡の第三者対抗要件具備に係る事務の効率化を目指す。

本実証に用いられるアクセントリアSTOソリューションとは、記録の改ざんが困難とされるブロックチェーン（暗号技術を使用した分散台帳）技術を利用して受託者による信託受益権の譲渡の承諾の日時及び内容を正確に記録し、受託者がアクセントリアSTOソリューションに接続するアプリケーションを通じて、当該記録を容易に確認することを可能とするAPI（「Application Programming Interface（アプリケーション・プログラミング・インタフェース）」の略語。ソフトウェアの一部機能を共有する仕組みであり、具体的には、「機能を公開しているアプリケーション」（本実証ではアクセントリアSTOソリューション）と「その機能を使いたいアプリケーション」（本実証ではアクセントリアSTOソリューションに接続するアプリケーション）をつなげる窓口として機能するものである。）を提供するシステムである。

なお、アクセントリアSTOソリューションは、GoQuorumと呼ばれるブロックチェーン技術を利用した基盤技術を採用している。GoQuorumは、予め決められた権限をもつノードにより取引の承認が行われるコンセンサス・アルゴリズム（ブロックチェーンネットワークにおける合意形成の方法）を用いることにより、改ざんや不正取引のリスクを低減している。このような特徴により、信託受益権の譲渡に係る承諾の日時及び内容が正確に記録され、確実かつ安全な記録の保持を実現することが可能である。

また、アクセントリアSTOソリューションの利用するクラウドサービス、クラウドと外部とのネットワーク、クラウド内のブロックチェーン、サーバ及びデータベースは、下記（2）ハのとおり十分なセキュリティ運用体制を取られており、その安全性が高いといったメリットがある。

② 当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

証券取引の分野において、2020年5月施行の金融商品取引法の改正を契機に、分散型台帳技術（DLT）を用いたシステム上で発行・管理される電子的な証券の形態をとったデジタル証券（セキュリティトークン）の発行がわが国でも試みられている。セキュリティトークンの取引は、DLT上の記録（当該記録は「トークン」と呼ばれることがある。）に権利を表示させ、当該トークンの移転（DLT上の記録の書き換え）により権利を移転することが可能となる法的な仕組みに基づくものである。しかし、取引の法的安定性の観点からは、トークンの移転によりトークンに表示された権利が移転することに加えて、当該権利の移転についての第三者対抗要件を備える必要がある。一方で、セキュリティト

トークンの取引では、取引の効率化、取引コストの削減、決済期間の短縮化、オペレーショナルリスクの抑制等の実現が目指されていることから、オフラインで行う作業を極力排除し、電子的なやりとりのみで第三者対抗要件の具備に必要な手続を済ませる方法が課題とされてきた。

信託受益権をトークンに表示したセキュリティトークンの取引に本特例を活用することにより、トークンに表示された信託受益権の移転についての第三者対抗要件具備に必要な通知等を電子システム上で行うことが可能となることから、上記の課題の解決につながると考えられる。

具体的には、申請者は、将来的には産業競争力強化法上の認定新事業活動実施者として新事業活動計画の認定を受けようとする事業者に対して、法第11条の2第4項・第1項の要件を満たし得る情報システムの使用を許諾することにより、当該事業者が本特例のもとでの第三者対抗要件具備手続のために利用可能なシステム提供サービスを展開することを可能とすることを目指している。なお、その際には、下記(2)イ①に記載の内容について、アクセントリアSTOソリューションにおけるアカウントを作成する者(アクセントリアSTOソリューションへの直接的な参加者となる者)は、受託者のほかには、証券会社等売買の仲介を行う金融機関とすることを想定しており、譲渡人及び譲受人は、取引のある証券会社等が提供する顧客アカウントを通じて、信託受益権の残高及び取引内容を確認できるものとすることを想定している。

(2) 法第2条第3項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

ブロックチェーン技術を利用して信託受益権の譲渡承諾を行うことができるアクセントリアSTOソリューションが、法第11条の2第4項・第1項各号の要件を満たし得ることを、実証を通じて検証する。

イ 準備段階

① 本実証に参加する信託銀行が、自己信託による信託の設定を行う(以下、「受託者」とは当該自己信託の受託者としての信託銀行を意味し、「委託者兼当初受益者」とは当該自己信託の委託者兼当初受益者としての信託銀行を意味する。)。当該信託設定に際し、信託行為において、当該信託に係る信託受益権の譲渡の受託者による承諾について、アクセントリアSTOソリューションを利用した承諾を行うことを定める。また、ACNは委託者兼当初受益者のアクセントリアSTOソリューションにおけるアカウントを作成する。なお、本実証においては、アクセントリアSTOソリューションを利用した承諾に加え、確定日付のある証書による承諾を併せて行うものとする。また、本実証において、信託受益権の譲渡人となるのは、委託者兼当初受益者、及び、委託者兼当初受益者から直接信託受益権を譲り受ける者(以下「当初譲受人」という。)のみである。

② 受託者とACNとの間で、譲渡人が信託受益権譲渡を行うに際して以下の各事項が行われること等につき合意する。

(i) 譲渡人と譲受人の間で信託受益権の譲渡につき約定が成立した場合、譲渡人又は譲受人が受託者を通じてアクセントリアSTOソリューションのブロックチェーン上に当該取引情報を反映し(但し、信託受益権に付された譲渡制限特約に係る受託者による承諾が保留された状態)、アクセントリアSTOソリューションにおいて受託者に対して承諾依頼通知がなされること。

- (ii) 受託者がアクセントリアSTOソリューションにおいて信託受益権譲渡承諾を行った場合、アクセントリアSTOソリューションのブロックチェーン上に、当該信託受益権譲渡承諾がされた日時及びその内容が記録され、これと同時に、譲渡人から譲受人に対する信託受益権の移転が確定的に記録されること。
- (iii) 受託者が、当該譲渡について、適時、別途、確定日付ある証書による承諾書を作成すること。

- ③ ACNは、受託者に対して、アクセントリアSTOソリューションのブロックチェーンへのアクセス（ブロックチェーンに記録された取引情報の閲覧及び取引に係る承諾の記録等）を可能とするためのインターフェイス（以下「受託者用インターフェイス」という。）を提供する。
- ④ 信託受益権譲渡の譲受人となる者（本実証への参加者）は、受託者所定の方法により、受託者における顧客登録を行う（受託者における当該顧客登録を、以下「受託者顧客登録」といい、受託者顧客登録を行った者を「受託者顧客登録者」という。）。
- ⑤ ACNは、本実証への参加者の数と同数のブロックチェーン上のアドレスを準備し、当該アドレスを受託者に提供する。受託者は、各受託者顧客登録者に、ブロックチェーン上のアドレスを割り振る。
- ⑥ 当初譲受人は、受託者に対して、信託受益権譲渡承諾をアクセントリアSTOソリューションにおいて受領するための権限を授与する。

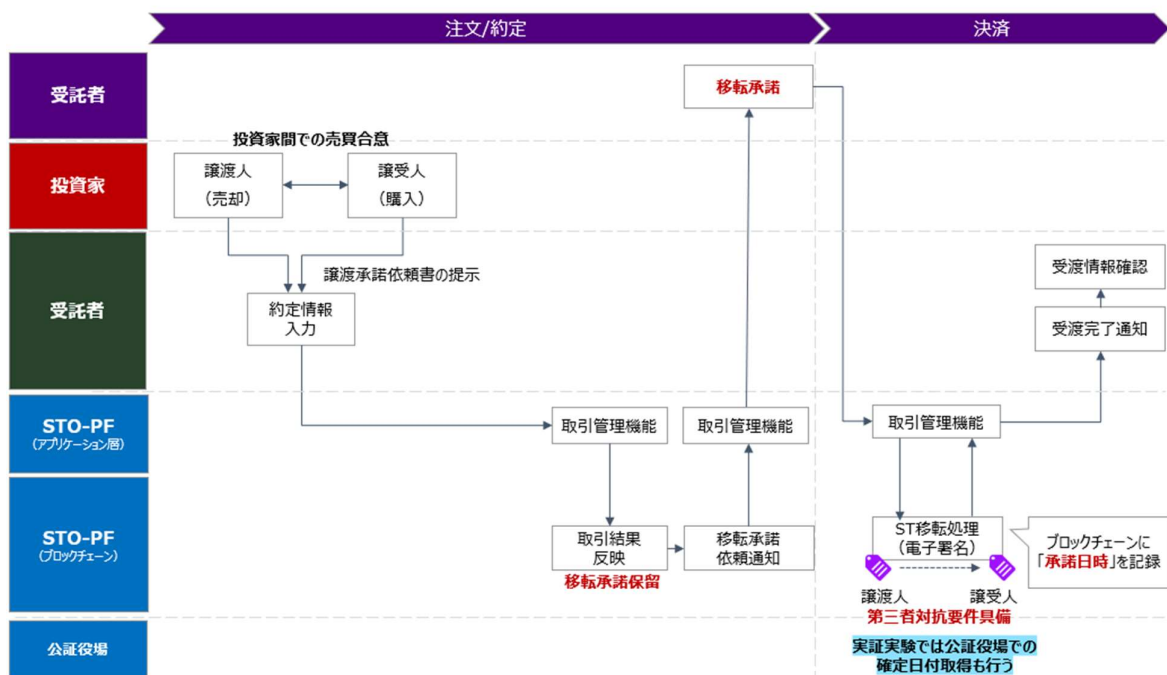
ロ 実行段階（具体的なオペレーション）

- ① アクセントリアSTOソリューション外において、譲渡人と譲受人との間で、信託受益権の譲渡に係る合意を行い、譲渡人と譲受人の連名にて譲渡承諾依頼書を受託者に提出する。
- ② 譲渡人は、受託者を介してアクセントリアSTOソリューションに①の取引情報を入力し、当該取引情報がブロックチェーン上に反映され（但し、信託受益権に付された譲渡制限特約に係る受託者による承諾が保留された状態）、アクセントリアSTOソリューションにおいて受託者に対して承諾依頼通知がなされる。
- ③ 受託者がアクセントリアSTOソリューションにおいて信託受益権譲渡承諾を行った場合、アクセントリアSTOソリューションのブロックチェーン上に、当該信託受益権譲渡承諾がされた日時及びその内容が記録され、これと同時に、譲渡人から譲受人に対する信託受益権の移転が確定的に記録される。
- ④ ③の信託受益権譲渡承諾がなされた時点と同時に、受託者がアクセスすることができる確認画面（受託者用インターフェイス）（なお、本実証後の商用化の段階においては、証券会社等売買の仲介を行う金融機関がアクセスすることができる確認画面とすることを想定している。）に、信託受益権譲渡承諾がされた日時及びその内容を含む当該移転に関する情報が反映される。

- ⑤ 受託者は、適時に、譲渡人及び譲受人に対して、確定日付のある証書により承諾を送付する。
- ⑥ ACNは、アクセントリアSTOソリューションのブロックチェーンにおいて、受託者がアクセントリアSTOソリューション上で行った信託受益権譲渡承諾がされた日時及びその内容、並びに受託者、譲渡人及び譲受人に係るブロックチェーン上のアドレスを含む記録（以下「通知等記録等」という。）を保管する。このとき、受託者は、いつでも通知等記録等を見ることができ、ACNに対して、通知等記録等を含む記録証明証の発行を請求することができる。
- ⑦ ACNにおいて、本実証期間中、アクセントリアSTOソリューション上で行われた各項目に係る記録（取引情報入力日時のログ、取引情報反映（受託者未承諾）日時のログ、受託者承諾日時・内容のログ、取引確定日時のログ等）に関する改変その他の異状の発生有無、システム障害等の発生有無を観測し、観測結果につき報告書を作成する。

<第三者対抗要件の取得フローの概要>

第三者対抗要件の取得フロー（承諾方式）



<信託受益権譲渡時の操作画面イメージ>

<p>譲渡人による承諾依頼 (行為者：譲渡人。但し、受託者を介して行う。)</p> <p>※商用化の初期段階においては、譲渡人又は譲受人の直接の取引の相手方は証券会社等となることを想定しており、当該段階においては、譲渡人又は譲受人は、証券会社等が提供する投資家用インターフェイスにより、証券会社等に対して、証券会社等を取引の相手方とする譲渡の申込み又は譲受けの申込みを行い、当該申込みを受けた証券会社等は、当該申込みに係る取引を行うことが可能である場合、当該取引の相手方の立場において、当該取引に係る承諾依頼をすることを想定している。また、商用化が進んだ段階においては、譲渡人及び譲受人が直接の取引当事者となることを可能とすることも想定しており、当該段階においては、譲渡人又は譲受人は、証券会社等が提供する投資家用インターフェイスを通じて、当該取引に係る承諾依頼を行うことも可能とすることを想定している。</p>	<h3 style="text-align: center;">トークン移転承認依頼</h3> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>受託者メニュー</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券化商品 トークン一覧 通知一覧 発行体/投資家 代行 <li style="background-color: #e0e0e0;">トークン移転 承認依頼 </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>トークン銘柄名 <input type="text" value="サンプルトークン"/></p> <p>移転元 <input type="text" value="投資家A"/> → 移転先 <input type="text" value="投資家B"/></p> <p style="margin-left: 40px;">保有数量：10,000</p> <p>移転数量 <input type="text" value="500"/></p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"><input type="button" value="トークン移転承認を依頼する"/></p> </div>
	<h3 style="text-align: center;">トークン移転承認依頼</h3> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>受託者メニュー</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券化商品 トークン一覧 通知一覧 発行体/投資家 代行 <li style="background-color: #e0e0e0;">トークン移転 承認依頼 </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>トークン トークン銘柄名：サンプルトークン トークンアドレス：0x*****</p> <p>移転元 名称：投資家A アドレス：0x***** 保有数量：10,000</p> <p style="text-align: center;">→</p> <p>移転先 名称：投資家B アドレス：0x*****</p> <p>移転内容 移転数量：500</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <input type="button" value="キャンセル"/> <input type="button" value="確認"/> </p> </div>

受託者が承諾依頼を検知する
(行為者：受託者)

通知一覧

受託者メニュー

証券化商品
トークン一覧

通知一覧

発行体/投資家
代行

トークン移転承
認依頼

(既読) トークン移転依頼を受けました、2021/12/01までトークン取引履歴画面で確認してください

トークン銘柄名：サンプルトークン
 移転元：投資家A
 移転先：投資家B
 移転数量：500 ▲

(未読) トークン移転が承認されました ▼

(既読) トークン移転依頼を受けました、トークン取引履歴画面で確認してください ▼

(既読) トークン移転が却下されました ▼

... 1 >

受託者が承諾依頼を承諾する (信託受益権譲渡承諾)
(行為者：受託者)

証券化商品トークン一覧

受託者メニュー

**証券化商品
トークン一覧**

通知一覧

発行体/投資家
代行

トークン移転承
認依頼

トークン銘柄名	トークンアドレス	発行日時	ステータス	
サンプルトークン	0x***	2021/11/26 14:31:00	公開中	☰
サンプルトークン2	0x***	2021/11/24 14:31:00	一時停止	☰
サンプルトークン3	0x***	2021/11/21 14:31:00	償還済み	☰
...				

... 1 >

トークン詳細

所有者一覧

取引履歴

トークン取引履歴

受託者メニュー

証券化商品
トークン一覧

通知一覧

発行体/投資家
代行

トークン移転承
認依頼

← トークン一覧画面へ戻る

トークン銘柄名：サンプルトークン

移転元	移転先	移転数量	移転日時	ステータス	
投資家A	投資家B	500	-	未確定	承認 却下
投資家B	投資家C	200	2021/11/15 09:00:00	承認済み	
投資家B	投資家D	100	2021/10/20 14:30:00	取り下げ	
...					

... 1 >

<p>受託者インターフェイスにおいて信託受益権譲渡承諾がされた日時及びその内容が通知される。 (行為者：受託者が受託者インターフェイスにおいて通知を受ける)</p> <p>※商用化段階においては、証券会社等が提供する投資家用インターフェイスにより譲渡人及び/又は譲受人が通知を受けることを想定している</p>	

ハ 実証を実施するために講ずるその他の措置

本実証に利用されるアクセンチュアSTOソリューションは、下記のように万全のセキュリティ運用体制を取っている。

- ① アクセンチュアSTOソリューションは、主たるクラウドベンダー3社（Amazon Web Services, Google Cloud Platform, Microsoft Azure）で動作する仕様である。日時を記録するために用いられる時刻については、各クラウドベンダーが原子時計をソースとして、世界標準時(UTC)の正確な現在時刻をNTPで配信する時刻同期サービスを利用する。
- ② 受託者、譲渡人及び譲受人にはそれぞれブロックチェーン上のアドレスが割り当てられており、これらを受託者が把握している状況にある。また、譲渡人及び譲受人は、受託者に対して、通知等記録等に含まれる受託者のものとして記録されたブロックチェーン上のアドレスが、受託者のものであることを、受託者に確認することができることとされている。

③ アクセンチュアSTOソリューションにおいては、技術的な安全管理に関する以下の措置を講じている。

(i) 通知等記録を処理することができる者の限定

アクセンチュアSTOソリューションにおいて、通知等記録等はブロックチェーン上に記録保存される仕様となっている。よって、記録保存された通知等記録等へのアクセスは、アクセンチュアSTOソリューションのブロックチェーンを構成するノードを保有する参加者のみが可能であり、当該参加者のみが通知等記録等の閲覧及び処理を行うことができる。ノードを保有せず、アプリケーションの利用のみを行う参加者は、アプリケーション管理者たる申請者（なお、商用化段階においては、認定新事業活動実施者として新事業活動計画の認定を受ける事業者がアプリケーション管理者となることを想定している。）によって通知等記録等へのアクセスが制御され、通知等記録等へのアクセスが許可される場合のみ閲覧が可能となる。なお、ブロックチェーンの仕様上、一度記録保存された通知等記録等の書き換え及び削除はできない。また、クラウドサービス（例えば、サーバーやネットワーキングサービス）及びアプリケーション、ブロックチェーンのノードの利用に際して、IAM(Identity and Access Management)の設計・管理を実施する。IAMとは「アカウント管理」「認証」「アクセス制御」のことであり、適切な権限を持たないユーザやシステムに対して、情報リソースへのアクセス権限を提供しないものである。IAMにて管理者やユーザ等のロールを定義・管理し、情報システムを管理する実施者については、限定された管理者のみに管理者ロールを割り当てることで、特権的なアクセス権限を付与する。

(ii) 不正アクセス行為措置

アクセンチュアSTOソリューションでは下記セキュリティ対策を具備する。

【不正アクセスの防止・検知】

- ・ クラウドサービス及びアプリケーション、ブロックチェーンの利用に際して、各レイヤのIAMの設計・管理を実施する。IAMは、適切な権限を持たないユーザやシステムに対して、情報リソース（クラウドサービスの管理コンソール、アプリケーション、サーバーやネットワークのログ、データベースやノードのデータ等）へのアクセス権限を提供しないことのベースとなるものであり、故意・過失を問わず、不正アクセスを防止する。
- ・ ブロックチェーンで利用するトランザクション発行用の鍵を管理するための鍵管理システムを参加者である金融機関ごとに提供する。
- ・ クラウド環境の内部ネットワークはサブネットに分割し、各サブネットにて、IPフィルタリングによる送受信トラフィックのアクセス制御を行う。各サブネットにサーバーやノード等を配置することによって、通信要件を制御し、内部ネットワークにおいても不正なアクセス及び不慮のアクセスを防ぐ。
- ・ 管理者による運用監視として、ログ収集・解析を実施し、不正アクセスの検知を行う。

【外部からの不正アクセス防止】

- ・ 外部からクラウド環境へアクセス可能なIPアドレスを制限することにより、外部からの不正なアクセスを防ぐ。

- ・ 侵入検知 (IPS) / 侵入防止 (IDS) (攻撃対象のサーバーへ大量のデータや処理要求を送り付ける DoS/DDoS 攻撃を防ぐ)、WAF (Web Application Firewall: Webアプリケーションへのリクエストをチェックして攻撃のパターンが含まれていればブロックする)、マルウェア・ウイルス対策により、外部からの攻撃を防止する。

【クラウドサービスのデータセンター】

- ・ アクセンチュアSTOソリューションは、主たるクラウドベンダー 3 社 (Amazon Web Services, Google Cloud Platform, Microsoft Azure) で動作する仕様であるが、アクセンチュアSTOソリューションの利用するクラウドサービスのデータセンターについては、FISC (金融機関等コンピュータシステムに関する) 安全対策基準の設備基準をクリアしており、また、ISO27017 (クラウドコンピューティングの情報セキュリティの側面に関するガイダンス) の認証を取得している。

(iii) 漏洩・滅失・毀損の防止措置

アクセンチュアSTOソリューションでは下記セキュリティ対策を具備する。

【不正アクセスの防止・検知】

- ・ クラウドサービス及びアプリケーション、ブロックチェーンの利用に際して、各レイヤのIAMの設計・管理を実施する。IAMの設計・管理は、適切な権限を持たないユーザやシステムに対して、情報リソース (クラウドサービスの管理コンソール、アプリケーション、サーバーやネットワークのログ、データベースやノードのデータ等) へのアクセス権限を提供しないことのベースとなるものであり、故意・過失を問わず、不正アクセスやそれに伴う情報の漏えい・滅失・毀損を防止する。
- ・ 管理者による運用監視として、専用ツールを用いてログ収集・解析を実施し、不正アクセスやそれに伴う情報の漏えい・滅失・毀損の検知を行う。

【漏洩・滅失・毀損の防止・検知】

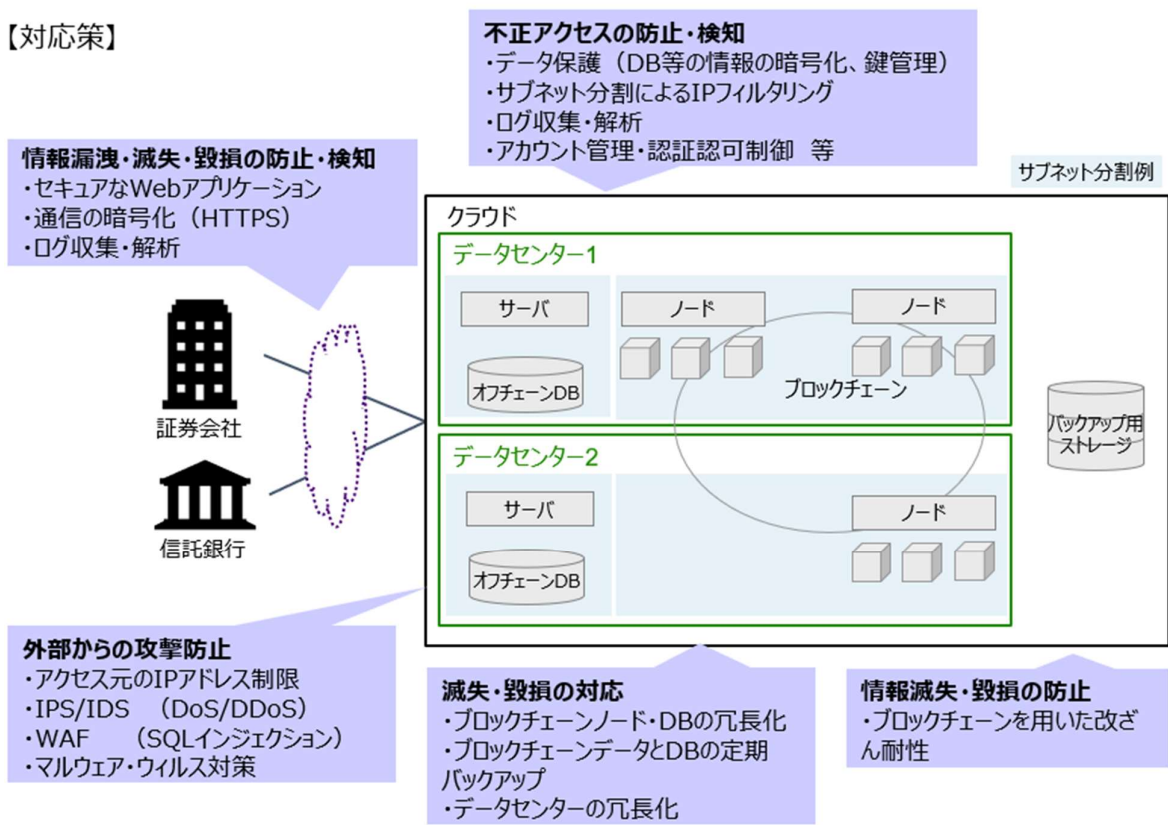
- ・ OWASP (Open Web Application Security Project: Webアプリケーションのセキュリティに関する研究や脆弱性診断ツールの開発など活動を行っている米国の非営利組織) の策定するWebアプリケーションに関する網羅的なセキュリティ要件リストやFISC (金融機関等コンピュータシステムに関する) 安全対策基準の実務基準を参照し、一定のセキュリティ要件を満たす、セキュアなアプリケーションを実装する。
- ・ クラウド環境と外部との通信経路はHTTPS (SSL/TLS1.2通信) を利用する。HTTPSは、メッセージを平文のまま送受信する標準のHTTPと異なり、SSL/TLSプロトコルを用いて、サーバーの認証・通信内容の暗号化・改竄検出などを行う。これによって、なりすまし・中間者攻撃・盗聴などの攻撃を防ぐことができる。
- ・ 管理者による運用監視として、専用ツールを用いてログ収集・解析を実施し、障害・外部攻撃の検知やそれに伴う情報の漏えい・滅失・毀損の検知を行う。
- ・ [定期的に第三者セキュリティ診断を実施する] 【注: 本実証において、実証期間が1か月の場合には実装しない予定です】
- ・ 高い改ざん耐性を備え、複数ノードによって冗長構成されるブロック

チェーン上にデータを保全することで、滅失・毀損を防ぐことができる。

【滅失・毀損の対応】

- ・ ブロックチェーンは、複数のノードによって構成され、各ノードが同じデータを保有するよう同期を行うため、常時バックアップが行われていることと同義となる。また、冗長化のため、クラウド環境において、複数のデータセンターにノードを配置するとともに、データバックアップを定期的を実施する。
- ・ アプリケーションが利用するデータベースは、ローケーションが異なるデータセンターにて冗長化を行い、常時レプリケーションを行う。また、データバックアップを定期的を実施する。

【対応策】



(3) 法第2条第3項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

本実証を通じて、以下のとおり、上記(2)に記載した措置が講じられていれば、法第11条の2第4項・第1項各号の要件を満たし得ることを検証する。

また、主務大臣に対して、①承諾取得時の報告、②本実証終了後の報告、③本実証中に重大な事故やトラブルが発生した場合の報告を行う。

確認事項①：

【要件】法第11条の2第1項第1号

債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされ

た日時及びその内容を容易に確認することができること。

【検証】

上記（2）ロ③及び④のとおり、受託者により、アクセンチュアSTOソリューションにおいて、信託受益権の譲渡に係る承諾を行う操作が行われたこと（信託受益権譲渡承諾）をもって、受託者用インターフェイスに、当該譲渡について受託者による信託受益権譲渡承諾がされた日時及びその内容を含む当該移転に関する情報が反映される。

そのため、受託者が譲渡人となる場合は、受託者は自ら信託受益権譲渡承諾がされた日時及びその内容を確認することができる。また、当初譲受人が譲渡人となる場合には、当初譲受人は、受託者を介して、信託受益権譲渡承諾がされた日時及びその内容を確認することができる。

なお、商用化段階においては、譲渡人及び譲受人は、それぞれ投資家インターフェイスにより信託受益権譲渡承諾がされた日時及びその内容を確認することができることを想定している。

これにより、信託受益権譲渡承諾をした者である受託者、並びに、信託受益権譲渡承諾を受けた者である受託者又は当初譲渡人は、アクセンチュアSTOソリューションに記録された信託受益権譲渡承諾がされた日時及びその内容を容易に確認することができることとしており、上記要件を充足し得る。

確認事項②：

【要件】 産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令（以下「省令」という。）第2条第1号

認定新事業活動実施者が、次に掲げる事項を記録した通知等記録を債権譲渡通知等がされた日から起算して5年間保存することとしていること。

- イ 当該債権譲渡通知等がされた日時
- ロ 当該債権譲渡通知等の内容
- ハ 当該債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項
- ニ 当該債権譲渡通知等を受けた者を識別するために用いられる事項

【検証】

上記（2）ロ⑥のとおり、アクセンチュアSTOソリューションのデータベースにおいて、受託者がアクセンチュアSTOソリューション上で行った信託受益権譲渡承諾がされた日時及びその内容、並びに受託者、譲渡人及び譲受人に係るブロックチェーン上のアドレスを含む記録を保管することとしており、これにより本実証期間中において上記要件を充足し得ることを確認する。なお、本実証においては、長期保存に適した体制を構築するが、5年間の記録保存は行わない。

確認事項③：

【要件】 省令第2条第2号

債権譲渡通知等をした者の求めがあったときは、認定新事業活動実施者が当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記録した書面を交付し、又は当該に係る記録事項を記録した電磁的記録を提供することとしていること。

【検証】

上記（２）ロ⑥のとおり、受託者は、いつでも通知等記録等を見ることができ、ACNに対して、通知等記録等を含む記録証明証の発行を請求することができることとしており、これにより、上記要件を充足し得ることを確認する。

確認事項④：

【要件】 省令第２条第３号

認定新事業活動実施者が新事業活動の廃止をしようとするとき、又は認定新事業活動の認定が取り消されたときは、その保存に係る通知等記録を、他の第１号の保存及び第２号の交付又は提供を適切に行うことができる者に引き継ぐこととしていること。

【検証】

検証対象外

確認事項⑤：

【要件】 省令第２条第４号

認定新事業活動実施者が第１号イの日時(当該債権譲渡通知等がされた日時)を記録するために用いられる時刻を信頼できる機関の提供する時刻に同期させていること。

【検証】

上記（２）ハ①のとおり、日時を記録するために用いられる時刻については、各クラウドベンダー（Amazon Web Services, Google Cloud Platform, Microsoft Azure）が原子時計をソースとして、世界標準時(UTC)の正確な現在時刻をNTPで配信する時刻同期サービスを利用することとしており、これにより、上記要件を充足し得ることを確認する。

確認事項⑥：

【要件】 省令第２条第５号

債権譲渡通知等を受けた者が、当該債権譲渡通知等に係る第１号ハの事項が当該債権譲渡通知等において当該債権譲渡通知等をした者として記録された者のものであるかどうかを確認することができること。

【検証】

上記（２）ハ②のとおり、受託者にはブロックチェーン上のアドレスが割り当てられており、これを受託者が把握している状況にある。また、譲渡人及び譲受人は、受託者に対して、通知等記録等に含まれる受託者のものとして記録されたブロックチェーン上のアドレスが、受託者のものであることを、受託者に確認することができることとされており、これにより、信託受益権譲渡承諾を受けた者は、通知等記録等に含まれる信託受益権譲渡承諾をした者（受託者）のブロックチェーン上のアドレスが信託受益権譲渡承諾をした者のものであることを確認することが可能であるとして、上記要件を充足し得ることを確認する。

確認事項⑦：

【要件】省令第2条第6号

次に掲げる技術的安全管理に関する措置が講じられていること。

- イ 通知等記録を取り扱う電子計算機において当該通知等記録を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
- ロ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。
- ハ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続していることに伴う通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

【検証】

上記（2）ハ③(i)のとおり、通知等記録等へのアクセスは、アクセントリアSTOソリューションのブロックチェーンを構成するノードを保有する参加者のみが可能であり、当該参加者のみが通知等記録等の閲覧及び処理を行うことができることとしている。ノードを保有せず、アプリケーションの利用のみを行う参加者は、アプリケーション管理者たる申請者によって通知等記録等へのアクセスが制御され、通知等記録等へのアクセスが許可される場合のみ閲覧が可能となる。また、クラウドサービス（例えば、サーバーやネットワークサービス）及びアプリケーション、ブロックチェーンのノードの利用に際して、IAMにて管理者やユーザ等のロールを設計・管理し、情報システムを管理する実施者については、限定された管理者のみに管理者ロールを割り当てることで、特権的なアクセス権限を付与することとしている。

上記（2）ハ③(ii)のとおり、アクセントリアSTOソリューションでは不正アクセスの防止・検知、及び外部からの不正アクセス防止に関するセキュリティ対策を具備することとしている。また、アクセントリアSTOソリューションの利用するクラウドサービスのデータセンターについては、FISC（金融機関等コンピュータシステムに関する）安全対策基準の設備基準をクリアしており、また、ISO27017（クラウドコンピューティングの情報セキュリティの側面に関するガイダンス）の認証を取得している。

上記（2）ハ③(iii)のとおり、アクセントリアSTOソリューションでは漏洩、滅失又は毀損の防止・検知、及び滅失又は毀損の対応に備えた対策を具備することとしている。

これらにより、上記要件を充足し得ることを確認する。

確認事項⑧：

【要件】省令第2条第7号

認定新事業活動実施者が新事業活動について国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格27001に適合している旨の認証を受けていること。

【検証】

本実証後の商用化の段階においては、証券会社等売買の仲介を行う金融機関が、申請者からアクセントリアSTOソリューションの提供を受けることを想定しており、当該金融機関が、産業競争力強化法上の認定新事業活動実施者として新事業活動計画の認定を受けることを想定している。そのため、上記

要件は本実証においては検証対象外である。

3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

認定後、本実証開始の準備が整ってから1ヶ月後の日が属する月の末日まで

(2) 実施場所

全国（申請者のサーバー）

4. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

(1) 参加者等の具体的な範囲

受託者

潜在的な信託受益権譲渡の譲渡人及び譲受人

(2) 同意の取得方法

受託者並びに潜在的な信託受益権譲渡の譲渡人及び譲受人に対して、申請者が、事前の説明に基づき同意を取得する。

5. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(1) 実施に必要な資金

特になし

(2) その調達方法

特になし

6. 法第2条第3項第2号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

法11条の2第4項・第1項

本実証は、アクセントリアSTOソリューションが法11条の2第4項・第1項、省令第2条の要件を充足し得ることを検証するものである。

(参考)

○産業競争力強化法

(債権譲渡の通知等に関する特例)

第十一条の二 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）の通知又は承諾（以下この項において「債権譲渡通知等」という。）が認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（次条第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って提供する情報システム（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす。この場合においては、当該債権譲渡通知等がされた日付をもって確定日付とする。

一 債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。

二 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改

変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。

2及び3 略

4 第一項の規定は、信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第七項に規定する受益権の譲渡の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「民法第四百六十七条第二項」とあるのは、「信託法（平成十八年法律第百八号）第九十四条第二項」と読み替えるものとする。

○産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令

（債権譲渡通知等の記録保存及び改変防止のための措置）

第二条 法第十一条の二第一項第二号に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 認定新事業活動実施者（法第十一条の三第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。以下同じ。）が、次に掲げる事項（次号において「記録事項」という。）を記録した通知等記録を債権譲渡通知等がされた日から起算して五年間保存することとしていること。

イ 当該債権譲渡通知等がされた日時

ロ 当該債権譲渡通知等の内容

ハ 当該債権譲渡通知等をした者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項

ニ 当該債権譲渡通知等を受けた者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等を受けた者を識別するために用いられる事項

二 債権譲渡通知等をした者の求めがあったときは、認定新事業活動実施者が当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記載した書面を交付し、又は当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記録した電磁的記録を提供することとしていること。

三 認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（法第十一条の三第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って実施する新事業活動（第七号、第四条及び第六条において「新事業活動」という。）の廃止をしようとするとき、又は法第十条第二項若しくは第三項の規定により認定新事業活動計画の認定が取り消されたときは、その保存に係る通知等記録を、他の第一号の保存及び前号の交付又は提供を適切に行うことができる者に引き継ぐこととしていること。

四 認定新事業活動実施者が法第十一条の二第一項に規定する情報システムにおいて第一号イの日時を記録するために用いられる時刻を信頼できる機関の提供する時刻に同期させていること。

五 債権譲渡通知等を受けた者が、当該債権譲渡通知等に係る第一号ハの事項が当該債権譲渡通知等において当該債権譲渡通知等をした者として記載された者のものであるかどうかを確認することができること。

六 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置が講じられていること。

イ 通知等記録を取り扱う電子計算機において当該通知等記録を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

ロ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年

法律第百二十八号) 第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続していることに伴う通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

七 認定新事業活動実施者が新事業活動について国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格二七〇〇一に適合している旨の認証を受けていること。

信託法 94 条

受益権の譲渡について、法定の「確定日付のある証書」に加えて、新たな承諾方法を併用するものであり、新技術等関係規定に違反するところはない。

(参考)

○信託法

(受益権の譲渡の対抗要件)

第九十四条 受益権の譲渡は、譲渡人が受託者に通知をし、又は受託者が承諾をしなければ、受託者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知及び承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、受託者以外の第三者に対抗することができない。

7. 規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容

なし

8. 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

氏名：藤瀬 秀平

住所：東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティ

電話番号：03-3588-3000

電子メールアドレス：shuhei.fujise@accenture.com

9. その他

なし

経済産業省

様式第十五（第 6 条関係）

新技術等実証計画に対する見解書

官 印 省 略
20220228情第6号
令和4年3月11日

新技術等効果評価委員会

経済産業大臣 萩生田 光一

令和4年2月28日付けで提出された新技術等実証計画について、産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第4項の規定に基づき、意見を求めます。

記

1. 当該新技術等実証計画を提出した者
アクセンチュア株式会社 代表取締役社長 江川 昌史
2. 当該新技術等実証計画が提出された日
令和4年2月28日
3. 認定の可否に関する見解
法第8条の2第4項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他新技術等効果評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし。

新技術等実証計画に対する見解書

法務省民制第 23 号
令和 4 年 3 月 10 日

新技術等効果評価委員会

法務大臣 古川 禎久

令和 4 年 2 月 28 日付けで提出された新技術等実証計画について、産業競争力強化法（以下「法」という。）第 8 条の 2 第 4 項の規定に基づき、意見を求めます。

記

1. 当該新技術等実証計画を提出した者
アクセンチュア株式会社 代表取締役社長 江川 昌史
2. 当該新技術等実証計画が提出された日
令和 4 年 2 月 28 日
3. 認定の可否に関する見解
法第 8 条の 2 第 4 項第 3 号に適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他新技術等効果評価委員会の調査審議に参考となる事項
なし